



消費生活 トラブル情報

賃貸住宅の「原状回復」トラブルにあわないために備えよう



アドバイス

- ✔ 契約前に契約書と国土交通省が示しているガイドライン「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を比較して違うところを確認しておこう
 - ✔ 入・退居時に傷や汚れ、エアコン設備の動作確認をして写真やメモで記録に残そう
 - ✔ 納得できない費用を請求された場合は、ガイドラインに示された基準をもとに、費用負担について貸主と話し合いをしよう
- 2枚目に続く

【相談事例】



2年間住んでいた、家賃5万円敷金・礼金0円の賃貸

アパートを退去したところ、鍵交換代や

修復代など合計10万円の原状回復費を請求された。

ハウスクリーニング費は契約書のとおり支払うが、キズつけたり汚していない箇所の修繕費や清掃代を請求されており、納得できない。



困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)

音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

お住まいの地域の相談窓口
または

山口県消費生活センター等

賃貸住宅の「原状回復」とは？

賃貸借契約が終了したときに、借主は原状回復の義務を負います。「原状回復」とは借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じたキズ・汚れなどや、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことによって生じた損傷などを元に戻すことです。ただし、借主の責任によるものではない損傷等や、通常の使用によって生じた賃貸物の損耗（通常損耗）、年月の経過による損耗・毀損（経年変化）については、原状回復義務を負いません。

（特約がある場合は特約に従います。）



参考：国民生活センター『住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう！＝賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意＝！』

防犯情報

突然警告画面が表示されても
冷静に対応しましょう



自宅のパソコンを操作中に突然、警告音が鳴って画面が動かなくなり警告画面が表示されても、あわててはいけません。サポート詐欺の可能性があります。

【Esc】キーを長押しすると【×】印が表示され、警告画面を消せる場合があります。

落ち着いて対処しましょう。



参考：山口県警察本部『防犯情報』

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999 (相談) /083-924-2421 (消費者教育) FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は事前にご連絡ください